

山田みやこの活動報告

平成30年12月14日(金)

種子の会とちぎ呼びかけ人会議に参加

種子法が廃止された。この法律は国や都道府県が主要農作物(稲・麦・大豆)の種子を安定的に供給することを義務付けたものだった。自前の種子による稲・麦・大豆の生産が行われ、自給率向上の努力が続けられてきた。

しかし、廃止されたことにより種子価格の高騰や、在来種子の維持や自家採取ができなくなり、更に国内外の民間企業によるF1種子や遺伝子組み換え種子が販売され、特定の農業と化学肥料の使用を前提とした生産基準によって農家の自由な生産が制約され安心安全な重要農産物の生産が阻害される恐れが出てきた。

大豆は日本が原産地であり、優良な在来大豆が数多くある。しかし、遺伝子組み換え・編集大豆が栽培された場合、簡単に交雑が起き国内産であっても遺伝子組み換えでないという表示ができなくなってしまう。JAS有機は遺伝子組み換えによる農産物を認めていないため、日本での有機大豆の生産は不可能になる。

この様なことから、主要農産物の種子の安定供給に関する栃木県の条約を制定すべきと「種子の会とちぎ」が意見書を知事・県議会へ提出ということになった。

